

■資料9 修正箇所について

ページ	修正内容
P. 2	P. 1から続く「計画の位置づけ」の内容を修正 ※差し替え資料配布あり
P. 3	「P. 72～P. 73」 → 「P. ●●～P. ●●」
P. 6	「事務所」 → 「事業所」
P. 10	「高いが」 → 「高いですが」
P. 11	介護認定の状況 表の数値 (R2～R6)を修正 ※差し替え資料配布あり
P. 24	「認知度についてみると」 → 「認知度については」
P. 54	【現状と課題】の内容を修正 (差し替え資料配布あり)
P. 54、57	<p>「【困難な問題を抱える女性への支援に関する計画】」 → 「一部【困難な問題を抱える女性への支援に関する計画】を包含」 ※資料9 P. 23にあたる別紙体系図 (A3用紙) についても同様に修正 ※差し替え資料配布あり</p>

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、1999（平成11）年6月に「男女共同参画基本法」が制定されたことを受け、同年8月に男女共同参画社会の実現に向けた対策と、その関係施策のあり方について広く市民の意見を反映させ、今後の施策推進に資するため、「豊川市男女共同参画懇話会」を設置しました。その後、男女共同参画に関する市民の意見を把握するための意識調査を実施し、2001（平成13）年3月に「自立と支え合いの男女共同参画社会」を将来像に掲げた「とよかわ男女共同参画プラン」（第1次計画）を策定し、2004（平成16）年3月には、同計画を改訂しました。

2009（平成21）年4月1日からは男女が性別に関わりなく、互いに人権を認め合い、自立した個人として社会のあらゆる分野に希望を持って対等に参画し、その責任を担うことができる男女共同参画社会の実現を目指した「豊川市男女共同参画推進条例」を施行しました。

2011（平成23）年3月には、2020年度を目標とする「豊川市男女共同参画基本計画」（第2次計画）を策定し、将来像である『自立と支え合いの男女共同参画社会』を目指す取組を継続し、2016（平成28）年3月には同計画の改訂を行いました。

2021（令和3）年3月には、第2次計画の計画期間が満了することから、「豊川市男女共同参画基本計画」（第3次計画）（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2025（令和7）年は、第3次計画の中間年度となることから、これまでの本市の取組について評価を行うとともに、男女共同参画計画をめぐる状況の変化を踏まえ、中間見直しを行いました。

2 計画期間

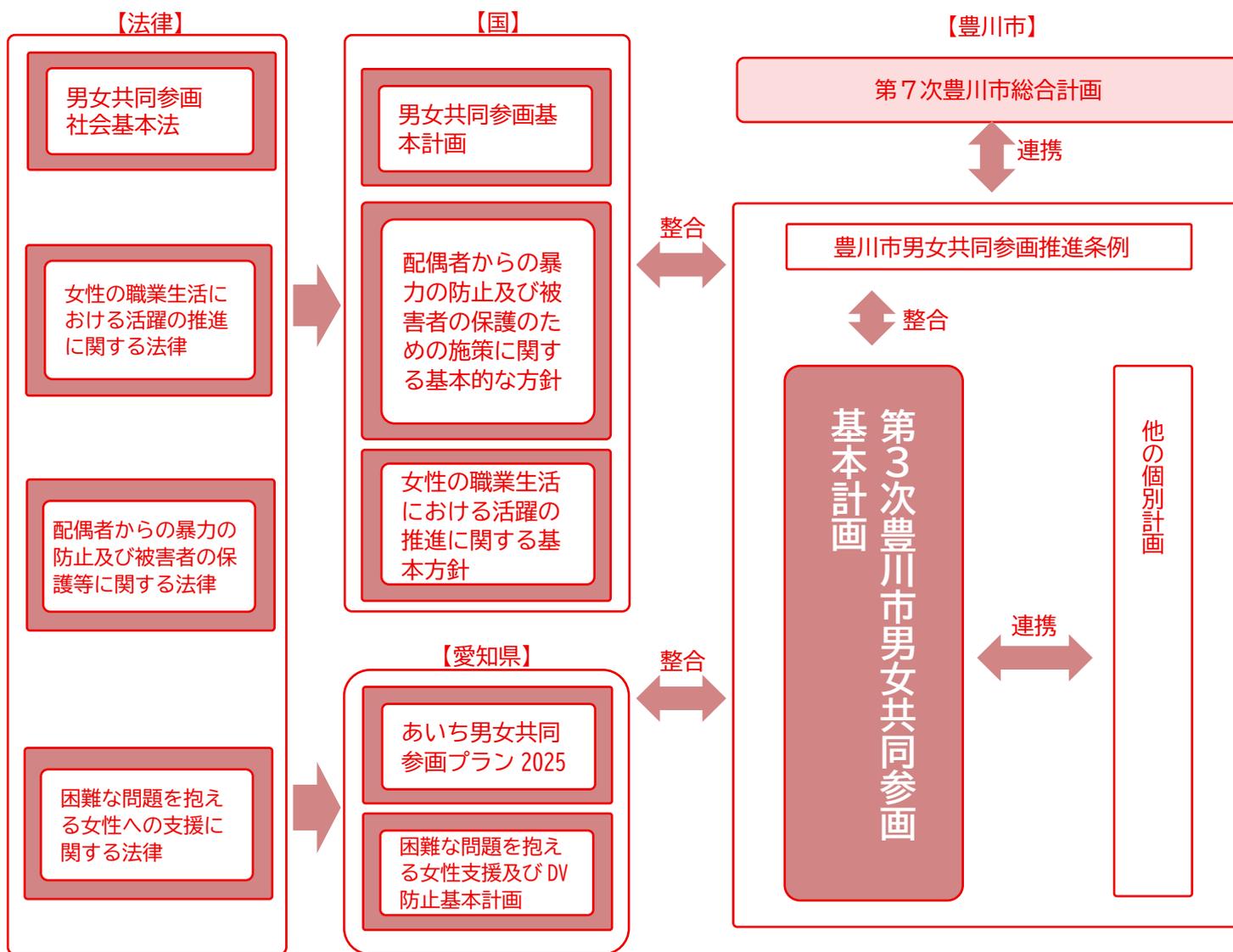
本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。また、計画期間の途中においても社会情勢の変化や施策の進捗状況を勘案し、2025（令和7）年度に必要に応じて計画の見直しを行いました。

3 計画の位置づけ

本計画は、「豊川市男女共同参画推進条例」第11条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画であり、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。

また、本計画の「基本目標2 個性と能力を發揮して活躍できるまち」は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市

町村推進計画」として、「基本目標3 誰もが安心して暮らせるまち 施策の方向10 誰もが安心して暮らせる生活環境づくり」は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条の3に基づく「市町村基本計画」として、また「基本目標3 誰もが安心して暮らせるまち 施策の方向11 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条の3に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。



(5) 介護認定の状況について

本市の要介護（要支援）認定者数は年々増加しており、2024（令和6）年度で8,103人となっています。介護度別にみると、要支援2、要介護1、要介護4で増加傾向にあります。

介護認定の状況について

単位：人

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)
要支援1	626	599	699	715	674	793
要支援2	685	709	769	791	820	1,023
要介護1	1,595	1,639	1,783	1,922	1,902	1,745
要介護2	1,134	1,187	1,235	1,198	1,247	1,278
要介護3	973	1,004	1,020	1,022	1,069	1,052
要介護4	788	843	831	864	925	914
要介護5	631	672	668	684	637	648
合計	6,432	6,653	7,005	7,196	7,274	7,453
	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
要支援1	885	936	1,010	1,027	1,087	1,055
要支援2	1,059	1,206	1,320	1,428	1,534	1,662
要介護1	1,762	1,781	1,741	1,709	1,787	1,820
要介護2	1,203	1,168	1,218	1,169	1,162	1,152
要介護3	995	1,028	1,002	1,005	977	961
要介護4	992	945	971	978	1,012	1,046
要介護5	633	630	613	601	619	601
合計	7,529	7,694	7,875	7,917	8,178	8,297

資料：2012～2017年度は「介護保険事業状況報告」（厚生労働省）

2018～2024年度は豊川市介護高齢課資料（各年度3月31日現在）

施策の方向10 誰もが安心して暮らせる生活環境づくり

一部【豊川市困難な問題を抱える女性への支援に関する計画】を包含

【現状と課題】

非正規雇用労働者やひとり親世帯などは、一般的に生活困難を抱えるリスクが高く、また、高齢化の進展や高齢単身世帯の増加により、高齢期の貧困などの困難を抱えるリスクについても問題となっています。特に女性は、社会的・経済的な格差や平均寿命が男性よりも長いこと等を背景に、男性よりも貧困等の生活上の困難に直面しやすい傾向にあります。

また、障害があること、外国人であることなどで、さらに複合的に困難な状況に置かれている人々や、性的指向や性自認を理由として、困難な状況に置かれている人々もいます。

市民へのアンケート調査結果では、「あなたは、性別に関することで生きづらさを感じていますか」について、「感じている」の割合が12.8%、「感じていない」の割合が86.7%であり、男性では6.6%、女性では17.0%が「感じている」と回答しています。

困難を抱えた市民が安心して暮らしていくことができるよう、自立支援や経済的支援を行い、相談体制の充実を図るとともに、誰もが、性別などを理由に、自立や社会参加への意欲が妨げられることがないよう、今後はさらに多様性を認め合い、誰もが安心して暮らすことができる差別のない社会、男女共同参画社会の実現を目指していくことが重要です。

令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性について、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等の視点を明確にした上で、多様な支援が包括的に、早期から切れ目なく提供される体制の整備が基本理念として定められました。

市民へのアンケート調査結果では、女性が困難な状況から回復するために必要なことについて、「安心できる居場所」の割合が最も高く、次いで「困難な状況に気づいてくれる人の存在」、「一時保護などの緊急時に対応できる市の体制が整っていること」の割合が高くなっています。

また、困難な問題を抱える女性が公的機関等に相談しやすい方法について、「電話」、「対面で面接相談」、「SNS（LINE、X（旧Twitter）、Instagram等）」の割合が高くなっています。

施策の方向11 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

【豊川市DV防止基本計画】

一部【豊川市困難な問題を抱える女性への支援に関する計画】を包含

【現状と課題】

配偶者やパートナーからの暴力であるDVや、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを始めとした各種ハラスメントは、男女共同参画社会の根底となる人権を無視した行為で、決して許されるものではありません。

特に、DVやセクシュアル・ハラスメントの被害者の多くは女性であり、それが、男女が平等な構成員として社会に参画する際の障壁となっています。その根本的な要因には、ジェンダーに基づく男性像、女性像の固定観念があります。また、DVの多くは、個人や家庭の問題であるという認識により被害が潜在化、深刻化しやすく、子どものいる家庭では、児童虐待につながる可能性があります。

市では、「女性に対する暴力をなくす運動期間」に合わせた、女性に対する暴力根絶のシンボル「パープルリボン」にちなんだパープル・ライトアップ事業への参加や、男女共同参画情報紙「ゆい」や市ホームページなど機会を通じて周知啓発を行ってきました。

市民へのアンケート調査結果では、「DVを受けたことがある」人は20.8%で、その内容は「言葉などによる心理的攻撃」と「殴る、蹴るなどの身体的暴行」の割合が高くなっています。

DVを受けた時に相談したかについては、「相談しようと思わなかった」が46.6%と最も高く、次いで「相談したかったが、相談しなかった」が25.1%となっています。「相談しようと思わなかった」という回答の割合は、男性のほうが高くなっています。

相談しなかった理由は、「相談してもむだだと思ったから」が51.1%と最も高く、次いで「相談するほどのことではないと思ったから」が38.7%、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が34.3%となっています。

相談した場合に、安心して相談できたところについては、「自分の家族・親戚」が68.4%と最も高く、次いで「友人・知人」が42.1%、「相手の家族・親戚」が15.8%となっています。

「セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）を受けたことがある」人は、16.4%となっています。セクハラを受けた場所については、「職場」が84.5%と最も高く、次いで「学校」が17.6%、「地域」が14.9%となっています。

現状では、家族や友人など身近な人に相談するケースがほとんどで、支援のための窓口が十分に利用されていないことや、相談しても問題が解決しないと考えている人が多いことが課題となっています。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正により、市町村にも配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

それに対応するため、配偶者暴力相談支援センターの設置につきましては、今後、設置に向け検討を進める必要があります。

4 施策体系図

